

春日井市の武力攻撃事態等における特殊標章及び身分証明書  
に関する交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、春日井市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別表に定める腕章、帽章、旗及び車両章をいう。

(交付の対象者)

第3条 特殊標章等の交付対象者は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に掲げるものとする。

- (1) 市の職員（消防長の所轄の職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等を作成して交付する。

2 前条第3号及び第4号に掲げる者が特殊標章等の交付を受けようとするときは、原則として交付申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

3 前項の場合において、市長が適当と認めるときは、特殊標章等を交付する。

4 市長は、特殊標章等を交付した者を特殊標章等の交付をした者に関する台帳（第2号様式）に登録する。

（腕章及び帽章の交付）

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付する。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付する。

（旗及び車両章の交付）

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて交付する。

（訓練における使用）

第7条 市長は、平時において国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができる。

2 市長は、前項の場合において必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができる。

（特殊標章の特例交付）

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章を交付することができる。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(第3号様式)により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受ける。

2 前項の規定により再交付を受ける場合は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

3 特殊標章の再交付を受けた者が、紛失した特殊標章を発見したときは、速やかにこれを市長に返納しなければならない。

(身分証明書の交付)

第10条 市長は、第5条第1項及び第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書(第4号様式)を交付する。

(身分証明書の携帯)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯しなければならない。

(身分証明書の再交付)

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(第5号様式)により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により再交付を受ける場合は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

3 身分証明書の再交付を受けた者は、紛失した身分証明書を発見したときには、速やかにこれを市長に返納しなければならない。

(身分証明書の有効期間及び更新)

第13条 身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。ただし、第3条第3号及び第4号に掲げる者に係る身分証明書

の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

2 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行う。

(保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管する。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管しなければならない。

(返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(庶務)

第18条 特殊標章等の交付及び管理に関する庶務は、総務部市民安全課において処理する。

(雑則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに定めるところによる。

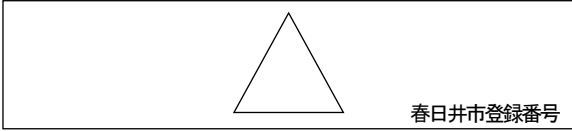
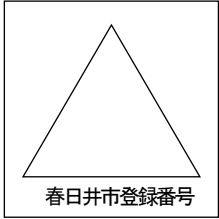
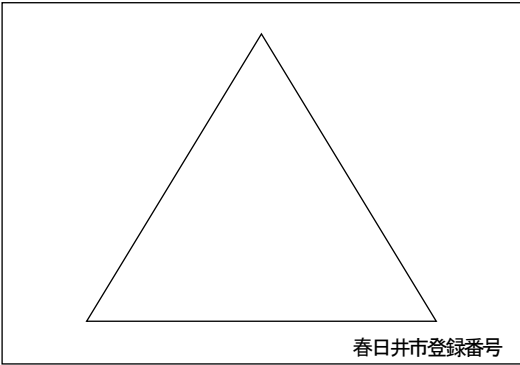
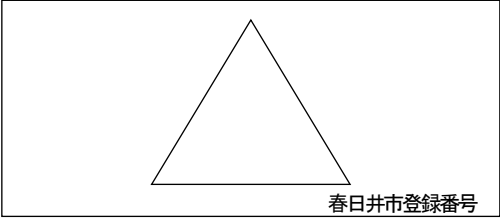
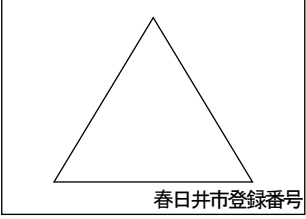
附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示	 <p>春日井市登録番号</p> <p>縦 10cm、横 45cm</p>	<p>1 オレンジ色地に青色の正三角形とする。</p> <p>2 三角形の一の角が垂直に上を向いている。</p> <p>3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>4 一連の登録番号を表面右下すみに付する。 (例：春日井市1)</p>
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示	 <p>春日井市登録番号</p> <p>縦 6cm、横 6cm</p>	
旗	施設の平面に展張、掲揚又は表示	 <p>春日井市登録番号</p> <p>縦 70cm、横 100cm</p>	
	船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示	 <p>春日井市登録番号</p> <p>縦 22cm、横 52cm</p>	
	航空機の両側面に表示	 <p>春日井市登録番号</p> <p>縦 21cm、横 30cm</p>	

第1号様式（第4条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

（あて先）春日井市長

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：（漢字）..... （ローマ字）.....	生年月日（西暦） .....年 月 日
申請者の連絡先 住所：..... ..... 電話番号：..... E-mail：.....	写 真 【注意】 1. 申請者本人のみ 2. 6ヶ月以内に撮影 3. 正面、無帽、無背景 4. 縦40mm×横30mm 5. 写真は2枚用意し、裏面に氏名を記入 6. 写真の1枚はこの位置に貼付し、もう1枚は身分証明書用として提出
識別のための情報 身長：.....cm                      眼の色：..... 頭髪の色：.....                      血液型：.....（Rh因子.....）	
特殊標章を使用する場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する数等 （特殊標章の交付の場合に記載する。） 【概要】 ..... 【使用する数】 腕章×....., 帽章×....., 旗(施設・船舶用)×....., 車両章(車両用)×....., 車両章(航空機用)×.....	
※（許可権者使用欄） 資 格：..... 証明書番号：.....                      交付等の年月日：..... 有効期間の満了日：.....                      返納日：.....	

- 備考 1 写真は2枚（上記申請貼付用写真1枚，身分証明書用写真1枚）必要とする。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。





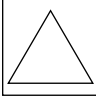
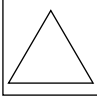
特殊標章再交付申請書

年 月 日	
(あて先) 春日井市長	
申請者 住所 _____	
氏名 _____	
電話 _____	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失（破損等）年月日	
3 紛失の状況（破損等の理由）	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

第 4 号様式 (第 10 条関係)

(表面)

	<p>春日井市 長 Mayor of Kasugai</p> <p>身 分 証 明 書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>	
<p>氏名/Name .....</p> <p>生年月日/Date of birth .....</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>.....</p> <p>交付等の年月日/Date of issue..... 証明書番号/No. of card.....</p> <p>.....</p> <p>許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry.....</p>		

(裏面)

身長/Height .....	眼の色/Eyes .....	頭髪の色/Hair .....
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</p> <p>血液型/Blood type .....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格 A 7 (横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル))

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
(あて先) 春日井市長	
申請者 住所 _____	
氏名 _____	
電話 _____	
1 旧身分証明書番号	
2 理由	
3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 1 理由には、紛失、汚損若しくは破損又は記載事項の変更等を記入する。
  - 2 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
  - 3 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
  - 4 ※印の欄は、記入しないこと。
  - 5 この申請書には、次の注意事項による身分証明書用写真1枚を添付すること。
    - (1) 申請者本人のみ
    - (2) 6ヶ月以内に撮影
    - (3) 正面、無帽、無背景
    - (4) 縦40mm×横30mm
    - (5) 裏面に氏名を記入

